

岩手県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	住 所	廃止年月日
長澤 友美	岩手郡雫石町長山久保田19番地 1	令和2年4月15日